

◎新潟県告示第1324号

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に関し、12月22日から糸魚川市区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、糸魚川市長が行うこととする。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一